

## 札幌市付加価値の高い観光コンテンツ事業補助金交付要綱

令和6年7月4日 観光・MICE担当局長決裁

### (通則)

第1条 札幌市付加価値の高い観光コンテンツ事業補助金（以下「補助金」という。）の交付については、札幌市補助金等交付規則（令和8年規則第24号、以下「規則」という。）によるほか、この要綱の定めるところによる。

### (目的)

第2条 この要綱は、札幌ならではの観光資源を活用し、札幌市外からの観光客が行き先として札幌を選ぶことが期待される付加価値の高い観光コンテンツ事業に関し、予算の範囲内において、その経費の一部として補助金を交付するために必要な事項を定めることを目的とする。

### (補助対象者)

第3条 補助金を受けることのできる者は、観光関連事業者又はコンソーシアムで、次の各号に掲げる要件をすべて満たす者とする。なお、コンソーシアムにおいてはすべての構成団体が要件をすべて満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 札幌市税の滞納がないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年12月13日法律第154号）、民事再生法（平成11年12月22日法律第225号）等に基づく再生又は更生手続きを行っている者でないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第3条又は第4条の規定に基づき都道府県公安委員会が指定した暴力団等の構成員を、役員、代理人、支配人その他の使用人等として使用している者でないこと。
- (5) 札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成25年条例第6号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団、第2号に規定する暴力団員及び第7条第1項に規定する暴力団関係事業者でないこと。
- (6) 補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）の目的等に照らして補助金の交付を受けることが公益上不相当と認められる法令違反等がないこと。
- (7) 補助事業の実施に関し、法令に違反していないこと。
- (8) 重大又は悪質な法令違反をしていないこと。
- (9) 今後、上記(1)～(8)に該当しなくなったときは、遅滞なく報告すること。

### (補助事業)

第4条 補助事業は、次の各号に定める要件をすべて満たし、ツアー、体験等の観光コンテンツを造成・実施する事業とする。

- (1) 新規事業又は既存事業のレベルアップ事業であること。
- (2) 札幌市の他の事業又は国や北海道など他の公共的団体による補助等を受けていないこと。
- (3) 事業を実施する札幌市の会計年度の属する2月末日までに完了及び実施内容の報告が可能なものであること。
- (4) 札幌ならではの観光資源が活用され、観光客が行き先として札幌を選ぶことが期待される付加価値の高い観光コンテンツであること。
- (5) 札幌市外からの観光客を主なターゲットとした、札幌への誘客につながるプロモーションが実施されるものであること。
- (6) 観光消費額単価の増や観光閑散期の需要の底上げなどにより、札幌市に高い経済効果をもたらすことが期待できるものであること。
- (7) 事業計画や収支計画等が具体化されているものであること。
- (8) 持続可能な観光に寄与する取組であること。
- (9) 補助対象期間開始から3年以上の事業継続が前提となっているものであること。

(補助対象経費)

第5条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次の各号に定めるものとする。

- (1) 観光資源を活用した観光コンテンツの造成・実施に係る経費（事業費の50%以上とする。）
- (2) 備品の購入・設備の導入に係る経費（コンテンツに直接用いるものに限る。）
- (3) 販路基盤整備・プロモーションに係る経費
- (4) その他、本市が特に認める経費

(消費税の扱い)

第6条 消費税及び地方消費税は補助金の補助対象に含まれないが、次の各号に掲げる事業者にあたっては、補助事業の遂行に支障をきたす恐れがあるため、消費税及び地方消費税を補助対象経費に含めることができるものとする。

- (1) 消費税法における納税義務者とならない者
- (2) 免税事業者
- (3) 簡易課税事業者
- (4) 国若しくは地方公共団体（特別会計を設けて事業を行う場合に限る。）、消費税法別表第3に掲げる法人
- (5) 国又は地方公共団体の一般会計に係る業務として事業を行う者

(6) 課税事業者のうち課税売上割合が低い等の理由から、消費税仕入控除税額確定後の返還を選択する者

(補助金の交付額)

第7条 補助金の交付額は、補助対象経費の2分の1以内とし、1事業につき500万円を上限とする。ただし、補助金の交付額に千円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。

(補助対象期間)

第8条 補助事業の実施期間は、補助金の交付決定を受けた日から補助事業を実施する札幌市の会計年度の属する2月末日までとする。

(補助金の交付申請)

第9条 補助金の交付を受けようとする者は、次の各号に定める関係書類を市長に申請するものとする。

- (1) 補助金交付申請書(様式1)
- (2) 事業計画書(様式2)
- (3) 収支予算書(様式3)
- (4) 申請者及びコンソーシアム構成企業等の現在事項全部証明書又は定款、会則、役員名簿及び組合員名簿等組織構成のわかるもの
- (5) 申請者及びコンソーシアム構成企業等の直近の市税の納税証明書
- (6) その他、市長が必要と認めるもの

2 コンソーシアムの場合は、前項に定める書類に加え、コンソーシアム構成書(様式1別紙)を添付するものとする。

(補助金の交付決定)

第10条 市長は、前条の規定により申請があった場合には、速やかに別に定める審査委員会に付議し、その意見を聞いたうえで補助金の交付決定の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の場合において、適正な補助金の交付を行うため必要があるときは、交付申請に係る事項につき修正を加えて交付決定をすることができる。

3 市長は、第1項の規定により補助金の交付の決定したときは、補助金交付決定通知書(様式4)により、申請者に通知するものとする。

4 補助金の交付決定時に付する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 補助金の交付決定後、事業の内容又は補助対象経費の内容等に変更があるときは、あらかじめ報告し、その指示に従うこと。
- (2) 補助事業を予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき又は補助事業の遂行が困難になったときは、速やかに市長に報告し、その指示に従うこと。

- (3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合においては、あらかじめ市長の承認を受けること。
- (4) 補助金を他の用途に使用してはならないこと。
- (5) 事業終了後速やかに又は事業を実施する札幌市の会計年度の属する2月末日までに事業完了報告書（様式8）を提出すること。
- 5 市長は、前項の各号のほか、必要に応じて条件を追加することができる。
- 6 市長は交付申請をしたものが第3条第1号から第8号のいずれかに当てはまらない場合は、補助金を交付しない旨の決定をしなければならない。
- 7 市長は、補助金を交付しない旨の決定をしたときは、速やかにその旨を理由を付して書面により申請者に通知するものとする。（様式5）

（申請の取下げ）

第11条 申請者は、前条第3項の規定による通知（第2項の規定により交付申請に係る事項に修正を加え、又は第4条の規定により条件を付してされた交付決定に係るものに限る。）を受領した場合において、当該通知に係る交付決定の内容に不服があるときは、当該通知を受領した日から起算して7日を経過する日（市長が特に認める場合にあつては、市長が別に定める期日）までに、当該交付決定に係る交付申請の取下げをすることができる。

（補助事業内容の変更等の承認）

第12条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、次の各号に定める場合を除き、補助事業の内容の変更又は事業の中止をしようとするときは、速やかに事業内容変更等申請書（様式6）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 補助目的に変更をもたらすものではなく、より能率的な補助目的達成に資するものと考えられる場合
  - (2) 補助目的及び事業能率に関係がない事業計画の細部の変更である場合
- 2 市長は、前項の規定により提出された事業内容変更等申請書を審査し、当該事業内容の変更等について、やむを得ない理由があると認められるときはこれを承認し、事業内容変更等承認通知書（様式7）により、補助事業者に通知するものとする。

（事情変更による交付決定の取消し等）

第13条 市長は、交付決定をした場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。ただし、補助事業等のうち既に経過した期間に係るものに相当する部分については、この限りでない。

- (1) 天災地変その他交付決定の後に生じた事情の変更により補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

- (2) 補助事業者が補助事業を遂行するため必要な土地その他の手段を使用することができないこと、補助事業に要する経費のうち補助金によって賄われる部分以外の部分を負担することができないことその他の理由により補助事業等を遂行することができない場合（補助事業者の責めに帰すべき事情による場合を除く。）
- 2 市長は、前項の規定による取消しにより特別に必要となった事務又は事業に対しては、次に掲げる経費に限り、別に定めるところにより、補助金を交付することができる。
- (1) 補助事業に係る機械、器具及び仮設物の撤去その他の残務処理に要する経費
- (2) 補助事業を行うため締結した契約の解除により必要となった賠償金の支払に要する経費
- 3 市長は、交付決定をした場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、当該交付決定の内容を変更することができる。この場合においては、第1項ただし書の規定を準用する。
- 4 市長は、第1項の規定による取消し又は前項の規定による変更をした場合は、当該補助事業者に対し、速やかにその旨を通知するものとする。

(補助事業の実施)

- 第14条 補助事業者は、法令等の規定、交付決定の内容並びに第16条第1項及び第2項並びに第19条第1項の規定による指示に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業等を行わなければならない。
- 2 補助事業者は、補助金の他の用途への使用をしてはならない。

(状況報告等)

- 第15条 市長は、補助事業が適正に行われているかどうかを確認するため必要があるときは、当該補助事業者に対し、当該補助事業の状況に関して報告を求め、又は現地調査等を行うことができる。

(実施等の指示)

- 第16条 市長は、補助事業が交付決定の内容に従って行われていないと認めるときは、当該補助事業者に対し、これに従って当該補助事業を行うことその他必要な事項の指示をすることができる。
- 2 市長は、補助事業者が前項の指示に従わないときは、当該補助事業者に対し、当該補助事業の一時停止を指示することができる。

(実績報告)

- 第17条 補助事業者は、事業が完了（第10条第4項第3号に規定する承認（補助事業の廃止に係るものに限る。）を受けたときを含む。）後速やかに、又は事業を

施する札幌市の会計年度の属する2月末日までに、次の各号に定める関係書類を市長に提出するものとする。

- (1) 事業完了報告書（様式8）
  - (2) 事業実績報告書（様式9）
  - (3) 収支決算書（様式10）
  - (4) 補助金の振込先口座情報（金融機関、支店名、預金種目、口座番号、口座名義）がわかる書類（通帳写し等）
  - (5) その他、市長が必要と認めるもの
- 2 補助事業者は、補助金の交付を受けた日の属する年度の4月1日から起算して3年間、各年度の3月31日までに、事業実績報告書（様式9）により市長に報告すること。ただし、やむを得ない事情が生じた時は、別途市長と協議すること。

（補助金の額の通知）

第18条 市長は、前条第1項（次条第2項の規定により準用する場合を含む。）の規定により実績報告を受けた場合においては、報告書等の書類審査及び現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものと認められるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金確定通知書（様式11）により、当該補助事業者に通知するものとする。

（是正のための措置）

第19条 市長は、前条の規定による調査の結果、当該補助事業の成果が交付決定の内容に適合しないと認めるときは、当該補助事業者に対し、必要な是正のための所要の措置をとるべきことを指示することができる。

2 第16条第1項の規定は、前項の規定による指示に従って措置を行う補助事業について準用する。

（補助金の交付の時期等）

第20条 市長は、第18条の規定による通知の後、速やかに補助金を交付するものとする。ただし、補助事業の目的を達成するため特に必要があると市長が認めるときは、補助金を一括又は分割して、概算払いにより交付することができる。

2 補助事業者は、前項ただし書きの規定により概算で補助金の交付を受けたときは、前条の規定による通知を受けた後、札幌市会計規則（昭和39年規則第18号）の定めるところにより、その精算をしなければならない。

3 市長は、補助金の交付目的を達成するために必要な場合は、条件を付して補助金の交付を行うことができるものとする。

（違反等による交付決定の取消し）

第21条 市長は、第13条第1項の規定による場合のほか、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 第14条第1項若しくは第2項、第26条又は第27条の規定に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により交付決定を受けたことが判明したとき。
- (3) 第3条各号のいずれかに当てはまらないことが判明したとき。
- (4) 補助金の交付決定後に、補助事業と同様の事業において、札幌市の他の事業又は国や北海道など他の公共的団体による補助等による財政的支援を受けた場合
- (5) 第16条第1項若しくは第2項又は第19条第1項の規定による指示に従わなかったとき。
- (6) その他、市長が補助金の交付について不相当と認める場合

2 市長は、前項の規定による取消しをした場合は、補助事業者に対し速やかにその旨を通知するものとする。

(補助金の返還)

第22条 市長は、第13条第1項又は前条第1項の規定による取消しをした場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を請求するものとする。

2 市長は、第18条の規定による通知をした場合において、既に当該通知に係る補助金等の額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を請求するものとする。

(加算金及び遅延損害金)

第23条 補助事業者は、第21条第1項の規定による取消しに関し、前条第1項の規定による請求を受けた場合は、当該請求に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該請求を受けた額(一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納の額を控除した額)につき、補助金に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「法」という。)第19条第1項に規定する割合で計算した金額に相当する加算金を納付しなければならない。ただし、やむを得ない事情があると市長が認めるときは、この限りでない。

2 補助金が2回以上に分けて交付されている場合における前項本文の規定の適用については、請求を受けた額に相当する補助金は最後の受領の日に受領したものとし、当該請求を受けた額がその日に受領した補助金の額を超えるときは、当該請求を受けた額に達するまで順次遡りそれぞれの受領の日において補助金等を受領したものとする。

3 第1項本文の規定により加算金を納付しなければならない場合においては、補助事業者等の納付した金額は、前条第1項の規定による請求を受けた額に達するまで、まず当該請求を受けた額に充てられたものとする。

4 補助事業者は、前条第1項又は第2項の規定による請求を受け、これらの規定により定められた期限(以下「納期日」という。)までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、未納付額(一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納の額を控除した額)につき、法第19条第2項に規定する割合で計算した金額に相当する遅延損害金を納付しなければならない。この場合においては、第1項ただし書の規定を準用する。

#### (補助金の減額)

第24条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合には、補助金交付決定額の全部又は一部を減額し、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(1) 補助事業者が、事業期間内に補助対象となった観光コンテンツの造成・販売等に要した総費用(補助対象として申請しなかった経費や補助対象外経費等を含む。)に対して、当該補助対象となった観光コンテンツが直接的に生み出した売上(当該コンテンツに付属する売上は含まない。他の取組と併せて実施した場合は当該補助対象となった当該コンテンツの寄与分に限る。)が上回った場合。ただし、上回った利益分について、事業者と調整後に補助額から500万円を上限として減額することとする。

(2) その他、市長が補助金の減額を適当と認める場合

#### (理由の提示)

第25条 市長は、第13条第1項若しくは第21条第1項の規定による取消し又は第16条第1項若しくは第2項若しくは第19条第1項の規定による指示をするときは、当該補助事業者に対し、その理由を示さなければならない。

#### (財産の管理及び処分の制限)

第26条 補助事業者は、取得価格又は効用の増加額が50万円以上の財産で補助事業により取得又は効用が増加したもの(以下「取得財産等」という。)について、備品台帳(様式12)を設け、保管状況を明らかにしておかななければならない。また、台帳は当該補助事業を完了し、又は廃止した日の属する年度の翌年度の4月1日から5年間保存しなければならない。

2 補助事業者は、前項の取得財産等については、補助事業の完了の年の翌年から起算して5年以内、又は「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」(昭和40年大蔵省令第15号)で定める耐用年数を経過することになるまでの期間のいずれか早い日までにおいて、補助金の目的に反して他の用途に使用し、他の物に貸し付け若しくは譲り渡し、他の物件と交換し若しくは債務の担保に供しようとする(以下「取得財産等の処分」という。)ときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。ただし、当該補助事業者が交付を受けた補助金の全額に相当する額を本市に納付した場合はこの限りでない。

3 市長は、前項の規定により、補助事業者が取得財産等の処分をすることにより収入があるときは、その収入の全部又は一部を納付させることができるものとする。

(書類の整備)

第27条 補助金の交付を受けた補助事業者は、補助対象事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を整備し、支払いを証する書類を添付した上で、補助金の交付を受けた日の属する年度の翌年度4月1日から起算して5年間保管しなければならない。

2 補助事業者は、補助事業実施期間及び前項に定める期間において、市長から要請を受けたときは、補助金に係る書類の全部又は一部の写しを速やかに提出しなければならない。

(書類の検査)

第28条 市長は、補助金の適正な執行を確保するために必要と認めたときは、補助金に係る帳簿等の関係書類を検査することができるものとする。

(成果の発表等)

第29条 補助事業者は、市長が補助金による事業の成果を求めたときは、これにより協力するものとする。

(電磁的記録等)

第30条 提出、保存その他これらに類するもののうち、この要綱において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下同じ。)により行うこととされているものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

2 通知その他これに類するもの(以下「通知等」という。)のうち、この要綱において書面により行うこととされているものについては、当該通知等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。)により行うことができる。

(委任)

第31条 この要綱に定めのない事項は、観光・MICE担当局長が別に定める。

附 則

この要綱は令和6年7月4日から施行する。

附 則

この要綱は令和7年5月2日から施行する。

附 則

この要綱は令和8年5月11日から施行する。